

羊膜移植再開にむけての暫定処置について

新たな組織移植として”羊膜”が加わり数年が経過し、本年4月から保険点数の収載が認められました。日本組織移植学会としましては、平成25年3月の持ち回り理事会、そして平成26年度8月の第一回理事会において、認定バンク（カテゴリー、 ）の認定案が、審議され可決致しました。

現在は3施設からカテゴリー の認定バンク申請があり組織バンク認定委員会にて審査が進められている状況です。

しかしながら、審査には書類及び実地審査を必要とし、場合によっては数か月を要することから、その間の羊膜移植が実施できない事について貴学会より要望書を頂いたと理解しております。

つきましては、平成27年3月までの暫定処置について緊急持ち回り理事会を開催し、当学会としての以下の見解を決議いたしました。

1. 組織バンクの質的管理は学会が担保すべき根幹的事項であり、また同時にコーディネーター教育・育成についても日本組織移植学会では最重要事項と位置づけ量的・質的担保も行ってきたことから、そのルールにのっとり組織バンクの認定を行う事が前提である。
2. 一方で組織移植を待っている患者様に不利益となる事態は避けるべきであり、このような状況を鑑み、平成27年3月31日までの暫定処置を行う。それ以降については認定バンクを取得しない限り認定バンク資格は喪失するものとする。
3. また暫定処置を行う事ができる施設の要件として、先進医療の認定をうけた施設であること、日本組織移植学会・日本角膜学会・日本角膜移植学会の指針に沿った適正なる組織バンクであること、日本角膜学会・日本角膜移植学会から推薦が得られた施設であることを条件とする。
4. この暫定処置における申請は、所定の書式（申請用紙1～2・必要書類添付）を提出（各羊膜バンク→日本角膜学会へ郵送→推薦が得られた施設のみ日本組織移植学会へ申請用紙転送）して頂くこととする。また暫定認定バンクの審査料として100,000円を納付すること。日本組織移植学会 組織バンク認定委員会にて書類審査の上、暫定認定資格（平成27年3月31日まで）を発行する。

以上について、ご理解頂きスムーズな羊膜バンクの暫定認定およびカテゴリーIまたはIIへの申請が行われますよう何卒よろしくご願ひ申し上げます。

日本組織移植学会
代表理事 島崎 修次

